

南加賀広域圏事務組合監査委員条例の一部を改正する条例

南加賀広域圏事務組合監査委員条例（昭和53年南加賀広域圏事務組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条中「証書類等」を「書類」に改め、「法第241条第5項の規定による基金の運用の状況を示す書類の審査」の次に「、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査並びに同法第22条第1項の規定による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南加賀広域圏事務組合監査委員条例の一部を
改正する条例をここに公布する。

平成20年12月10日

南加賀広域圏事務組合管理者 西 村 徹（署名）

南加賀広域圏事務組合条例第5号

南加賀広域圏事務組合監査委員条例の一部を改正する条例

別紙のとおり